説明会での主なご意見

千川上水から入る、現在一方通行の区間を相互通行にして、通り抜けを可能とすべきではないか。この地区には、通り抜け出来る道がなく、日常不便に感じている。

【区の説明】
・今回整備は、緊急車両等の通行を可能とし、消防活動や避難経路を確保していくことが最大の目的です。交通計画としては、交通量が増えないよう安全性を重視した案を作成しています。

交通量の抑制方策としては、道路に凸凹をつけたり、視覚の工夫などもあるはず。広域的な視点で、日大病院との千川上水をつなぐ道路として交通計画を考えるべき。

【区の説明】
・視覚は慣れが生じ、道路ハンプと呼ばれる凸凹等は車両通行時に振動があり住宅地では苦情も多い。より効果のある通り抜け不可の一方通行としました。

現在、車両の通っていない区間等については、緊急車両は通行するにしても、居住者専用道路あるいは自転車歩行者道にしてほしい。この区間の沿道住民が一番影響を受ける。

【区の説明】
・通り抜けできる一方通行と出来ない一方通行では、要望はほぼ同数でしたが、より影響受ける水道タンク側の方の意見を優先しています。

交通量の抑制として、カギ付きの可動式のポール等を設置して、緊急車両のみ通すことはできないのか。

【区の説明】
・カギは管理が難しい。消防や警察、区など複数の行政が所持し、紛失やコピーの作成など管理しきれなくなる。

水道タンクの南側の一部4m幅員とされている沿道に立地しており、建替えを考えているので、その部分も6mにしてもらいたい。

【区の説明】
・水道局とも協議しているが、水道局側の２m部分には、重要な管が埋設されており、歩道としては通行可能だが車両の通行には問題がある。

このニュースに関するお問合せ先

板橋区　都市整備部市街地整備課密集地域整備グループ
〒173-8501　東京都　板橋区　板橋二丁目６６番１号
電　話：03-3579-2572　ＦＡＸ：03-3579-5437
E-mail：t-mchiiki@city.itabashi.tokyo.jp

板橋区 ITABASHI

大谷口一丁目周辺地区
不燃化特区 瓦版

主要生活道路沿道のみなさんへ
平成29年3月
主要生活道路沿道ミニニュース号外

発　行：板橋区 都市整備部 市街地整備課 密集地域整備グループ

主要生活道路の通行方法(案)を決定しました

日頃から、大谷口のまちづくりにご協力いただき、誠にありがとうございます。

現在、不燃化特区事業では、大谷口一丁目周辺地区の防災性の向上を目的とした、主要生活道路の拡幅整備の取り組みを進めています。今年度は、一部用地買収も始まっています。

そこで、交通管理者である警察と拡幅後の交通計画について協議を進めるため、主要生活道路通行方法（案）を決定し、その説明会を２月 24 日・２５日の両日開催いたしました。

通行方法（案）は、昨年９月に、主要生活道路沿道の皆さまを対象とした意向調査を実施し、この結果を踏まえて決定したものです。

現在、右図の赤い線の丸印のところには車止めがあり、この区間は車両の通行はできませんが、今後はこれを撤去し、緊急車両の通行可能な道路としていきます。

一方、沿道には水道タンクの広場があり、また沿道の皆さんの交通量を抑制してほしいとのご意見を尊重し、この区間を一方通行とするとともに、整備路線全体での通り抜けが出来ない案としました。

今後、この案をもとに警察と協議を行い、最終的には交通管理者である警察が決定することになります。

主要生活道路通行方法（案）

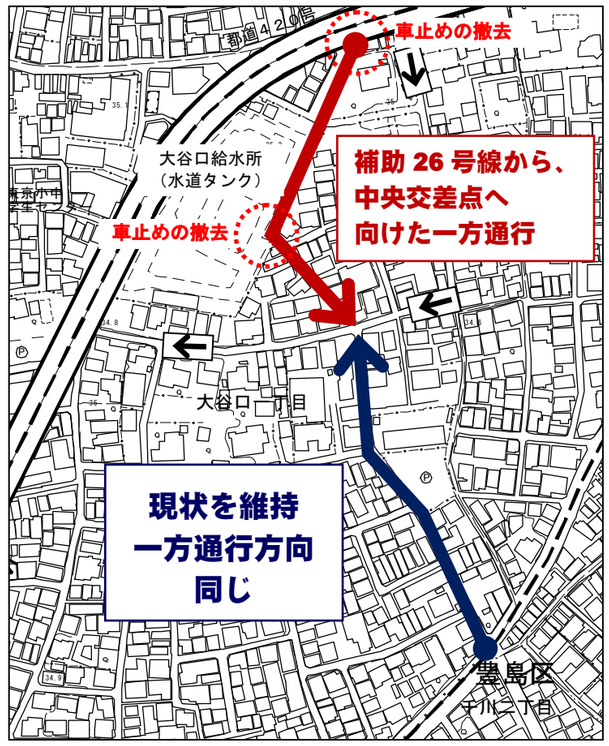

主要生活道路　整備の目的と整備後の通行方法（案）について

整備の目的

- 幅員６ｍの拡幅整備で消防活動困難区域の解消と道路ネットワークの形成
- 安全な避難経路の確保

④ 防災性を向上させる道路ネットワークの形成

主要生活道路の整備により、道路ネットワークが形成され、地域全体の防災性が向上します。

② 消防活動困難区域を　解　消

円滑な消防活動に必要な幅員6m以上の道路から消防ホースが届かない消防活動困難区域を解消します。

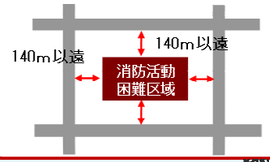

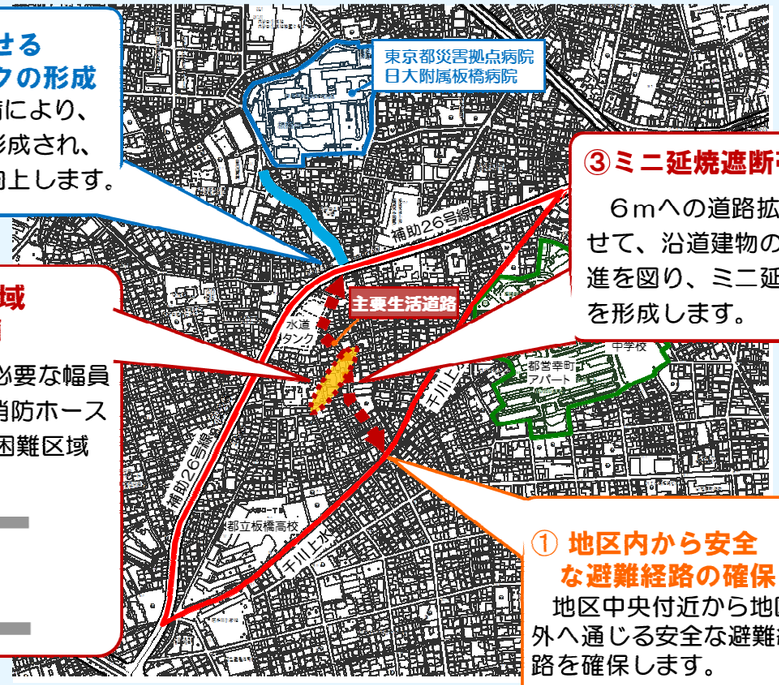

③ミニ延焼遮断帯の形成

６ｍへの道路拡幅にあわせて、沿道建物の不燃化促進を図り、ミニ延焼遮断帯を形成します。

① 地区内から安全な避難経路の確保

地区中央付近から地区外へ通じる安全な避難経路を確保します。

現況と課題

地区一部では、現在車止めが設置され、車の通り抜けができません。

今回の整備とあわせて、車止めを撤去し、車の通れる道路となります。

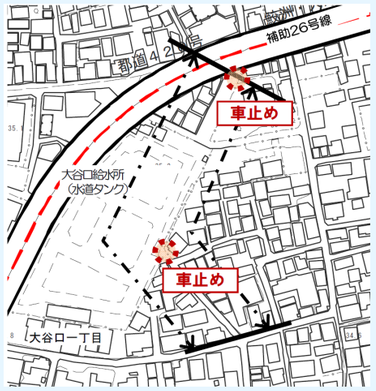

沿道の意向

問　拡幅後の車両の通行について

- ●相互通行による利便性の向上　32.5%
- ●一方通行により車両通行を抑制　55.0%

（その他の意見）

「歩道の整備」「現状のまま」「通行は抑制した上で、通り抜けられるようになると良い」「公園があるため、緊急車両の通行に限定すべきである」

問　一方通行による車両通行の制限について

- ●相互通行を望む回答は 25.0%
- ●何らかの形での一方通行を望む回答は、62.5%

【まとめ】

相互通行や千川上水から補助２６号線までの通り抜けを希望する意見があるものの、安全性を重視し、車両交通を抑制する通行方法が望まれている

※昨年９月に実施した意向調査の結果より

決定方針

■緊急車両を通すことにより消防活動困難区域を解消する
⇒ ２ヵ所に設置されている車止めの撤去を予定

■安全性を優先させた通行方法とする
⇒ 一方通行規制による交通量の抑制

決定方針　1

主要生活道路南側（先行地区）は現状を維持(一方通行を継続)
主要生活道路北側（Ⅱ期地区）は、一方通行を新たに採用する

決定方針　2

安全性と利便性に配慮し、現在の通行状況が変化する沿道の意向を踏まえてとする。
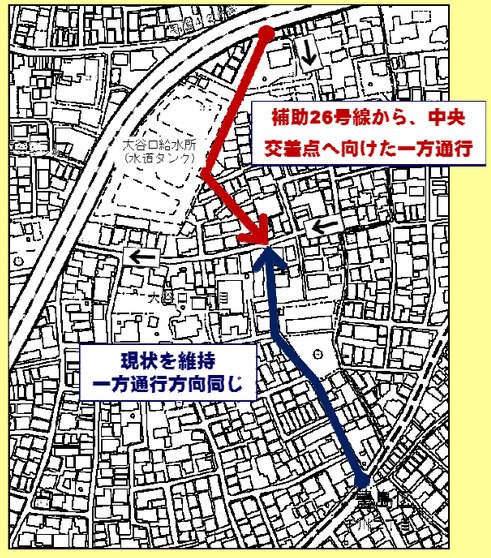
- ●千川上水への通り抜けができないため交通量の大幅な増加は想定されない
- ●道路利用者は、地区内に駐車場や用事がある人に限定される
- ●沿道にある公園・広場などへの安全性の重視や居住環境の保全を重視する